

経営事項審査の申請に係るQ & A

(経営規模等評価申請書・総合評定値請求)

(三重県知事許可業者用)

本 Q&A 集は、三重県知事許可業者からよく寄せられる経営事項審査に関する問い合わせとそれに対する回答を令和 8 年 4 月現在においてまとめたものです。

本内容については、実際の審査の実情や制度改正等により今後変更される場合もありますのでご了承ください。

三重県の経営事項審査に係る手続き全般については、「経営事項審査申請の手引き」を確認ください。また、経営事項審査申請要領及び経営事項審査制度に係る最新の情報については、県ホームページ「建設業のためのひろば」で確認ください。

なお、制度改正直後においては、本 Q&A 集の内容の更新に時間を要することから、最新の内容について確認が必要な場合は直接県建設業課(tel : 059-224-2660)にお問い合わせください。

令和 8 年 4 月

三重県県土整備部建設業課

【目次】

【経営事項審査全般について】

- Q 1 どのような場合に経営事項審査を受ける必要がありますか？
- Q 2 結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の発行にはどれ位の期間が掛かりますか？
- Q 3 経営事項審査の有効期間はどのくらいですか？
また、経営事項審査の有効期限が切れないようにするためには、どの時期に受ける必要がありますか。
- Q 4 審査基準日はいつになりますか？
- Q 5 公共団体へ結果通知を提出する期限に、今年度の決算がまとまらないため、昨年度の決算日(申請日より1年以上前の日)で受審したいのですが？
- Q 6 建設業許可を新たに取得した場合、いつから経営事項審査を受けることができますか？
- Q 7 新規設立で決算未到来の場合、経営事項審査を受けることはできますか？
- Q 8 建設業許可の更新切れや廃業した業種について、経営事項審査を受けることはできますか？
- Q 9 完成工事高がない業種は経営事項審査を受けることはできますか？
- Q 10 消費税が未納ですが、経営事項審査を受けることはできますか？
- Q 11 経営事項審査の手数料はいくらになりますか？
- Q 12 審査基準日以降に業種追加で許可を取得し、審査基準日で経営事項審査を受審する場合、新規業種についても受審は可能ですか。
- Q 13 他県の知事許可(大臣許可)から三重県知事に許可換えしましたが、経営事項審査を受け直す必要はありますか？
また、特定から一般に変えた場合も経営事項審査を受け直す必要はありますか？
- Q 14 個人事業主から法人化(いわゆる「法人成り」)した場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか？
- Q 15 はじめて経審を受けますが、以前提出した事業年度終了届の差替えは必要ですか。

【申請書の記載方法について】

- Q 16 「項番15 許可を受けている建設業」に記載する許可状況は、審査基準日時点になりますか？
- Q 17 項番18「利益額」の書き方が分かりません。
- Q 18 自己資本額(項番17)の「審査対象」と工事種類別(元請)完成工事高の「計算基準の区分(項番31)」の記入欄は選択項目になっています。それぞれどちらを選択した方が有利になりますか。

【工事種類別(元請)完成工事について】

- Q 19 完成工事高に計上できない売上はありますか？
- Q 20 完成工事高は税込み・税抜きどちらですか？
- Q 21 1件の請負工事として契約した工事を該当する複数の専門業種に分けて完成工事高に計上できますか？
- Q 22 項番33「その他の工事」には何を記入するのですか？

- Q 2 3 昨年までは5業種で申請していたが今年は1業種のための申請。申請しない業種も記載すべきでしょうか？
- Q 2 4 決算期を変更した場合、完成工事高はどのように記載すればよいですか？
- Q 2 5 「土木一式工事」「建築一式工事」にはどのような工事が該当しますか？
- Q 2 6 下請工事について、その工事は一式工事（土木、建築）として申請することはできますか？
- Q 2 7 内訳業種が必要な業種は何ですか？
- Q 2 8 共同企業体（JV）に係る完成工事高の計上について教えてください。
- Q 2 9 親から個人事業を承継しましたが、完成工事高及び営業年数に過去の実績を含められますか？
- Q 3 0 個人事業主から法人化（いわゆる「法人成り」）しましたが、完成工事高に過去の個人事業主としての実績を含めることはできますか？
- Q 3 1 完成工事高の積み上げとは何ですか？
- Q 3 2 完成工事高の分割分類とは何ですか？

【技術職員名簿について】

- Q 3 3 技術職員名簿の記載に関する注意事項を教えてください。
- Q 3 4 1級技士補を保有している人を監理技術者補佐（コード「005」）として技術職員名簿に計上することを考えているが、どのような条件であれば可能か？
- Q 3 5 最近新しい資格を取得した者については、技術者の対象になりますか？
- Q 3 6 技術者の資格を証する書類は毎年添付する必要がありますか？
- Q 3 7 申請しようとする資格に関する合格証明書等の日付はいつ時点のが必要か。
- Q 3 8 出向社員は技術職員として計上することができますか？
- Q 3 9 パートやアルバイト、有期契約の技術職員は技術職員として計上できますか？
- Q 4 0 雇用期間を限定せずに働いていた技術職員が、審査基準日後に退職してしまった（6ヶ月超前からの雇用あり）場合、技術職員として計上できますか？
- Q 4 1 技術職員名簿の講習受講欄の記入の仕方を教えてください。
また、監理技術者講習の有効期間の考え方を教えてください。
- Q 4 2 登録基幹技能者はどの業種を選択できるのか。
- Q 4 3 技術者が高齢のため健康保険の対象から外れていますが、常勤性の確認資料として何を持参すればよいですか？
- Q 4 4 技術職員名簿に記載の個人事業主、事業専従者及び個人事業主の従業員の場合、常勤性の確認資料として何で確認しますか？
- Q 4 5 「標準報酬月額決定通知書」（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書）はいつ時点のを持参すればよいか。
- Q 4 6 技術職員の資格の取得時期が審査基準日以降であるときに、技術職員名簿に当該資格の記載はできますか？
- Q 4 7 若年者とはどのような人が対象ですか？
- Q 4 8 新規若年技術職員とはどのような人が対象ですか？

【その他社会性等について】

- Q 4 9 項番 41「雇用保険の加入の有無」の領収書を紛失した場合、どのようにすればよいでしょうか？

- Q 5 0 項番 42、43「健康保険・厚生年金の加入の有無」の領収書を紛失した場合、どのようにすればよいか？
- Q 5 1 健康保険・厚生年金の加入の有無を確認する資料で求めている、審査基準日を含む月の「納入告知書・納付書・領収証」はどのように判断すればよいか？
- Q 5 2 就業規則（退職金規程）において「退職一時金」の支払い原資を「建設業退職金共済制度（建退共）による」としていますが、項番 4 5「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」について、「有り」として申請できますか？
- Q 5 3 就業規則（退職金規程）において「退職一時金」の支払い原資が「養老保険」の場合、項番 4 5「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」について、「有り」として申請できますか？
- Q 5 4 項番 4 4「建退共」は、どのような場合に加点できますか？
- Q 5 5 法定外労災について、保険証券をなくした場合は、どうすればよいですか。
- Q 5 6 CPD単位の計算方法が分かりませんが、どのように計算すればよいですか？
また、1人の技術者で2団体から単位を取得していますが、両方算入できますか？
- Q 5 7 様式 4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」の記載対象となるのはどのような人ですか？
- Q 5 8 技能者名簿と技術職員名簿の両方に該当する者がいる場合は、両方ともカウント可能ですか？
- Q 5 9 技能者名簿の「レベル向上の有無」の欄について、昨年度に申請した経営事項審査で、レベル向上の有無に「○」を付けましたが、今年度の申請でも「○」を付けていいですか？
- Q 6 0 項番 5 5「営業年数」はいつの時点から計算すればよいですか。
また、許可が切れていた期間も算入できますか？
- Q 6 1 再生（更生）期間中の場合、項番 5 5「営業年数」はどのように記入すればよいですか？
- Q 6 2 指名（資格）停止を受けた場合、項番 5 8、5 9「法令遵守の状況」はどのように記入すればよいですか？
- Q 6 3 項番 6 0「監査の受審状況」で〔3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出〕とあるが、決算の書類作成を依頼している外部の会計事務所の会計士や税理士事務所の税理士等に依頼して作成してもらっても加点されますか？
- Q 6 4 建設業経理士について、6ヶ月を超える恒常的雇用関係は必要ですか？
- Q 6 5 建設業経理士について、講習を受けなければ加点にならないと聞いたが、どのような場合必要となるのか。
- Q 6 6 「建設機械の保有状況一覧表」について、自動車検査証が従来の自動車検査証とは異なり、電子で交付されましたが、提出はどのようにすればよいですか？
- Q 6 7 建設機械の保有状況を確認するための特定自主検査記録表は、いつのものが必要ですか？
- Q 6 8 中古の建設機械を購入したが、購入時点で、検査年月日が審査基準日以前1年以内の特定自主検査を受けているが、前の所有者が受けたものである。
この場合、新しい所有者になってから、再度特定自主検査を受けなければ加点の対象とはならないのか。
- Q 6 9 購入時期が審査基準日直前である等の理由により、特定自主検査を審査基準日と経営事項審査申請の間に実施した場合は、審査基準日時点においては対象外と判断されますか。

- Q 7 0 「建設機械の保有状況一覧表」について、審査基準日を跨ぐため、古い自動車検査証と新しい自動車検査証が2つありますが、どちらを記載すればよいですか？また、審査基準日以降に発行された新しい自動車検査証しかない場合、認められますか。
- Q 7 1 「建設機械の保有状況一覧表」について、ダンプの対象となる車両はどういったものですか？
- Q 7 2 審査基準日から1年後にリース期間が満了します。契約には「特に申し出が無い限り自動延長する」旨の規定があり、これまでも延長している機械ですが、加点の対象になりますか？
- Q 7 3 新たに建設機械の対象となる移動式クレーンはどのような機械が対象となりますか。
- Q 7 4 ISO登録証明書について、全ての営業所が認証範囲として含まれていなければなりませんか？
- Q 7 5 ISO登録証明書について、内容に建設業に関する記載は必要ですか。
- Q 7 6 一般社団法人M-EMS認証機構が実施しているM-EMSの認証制度は項番 65～67「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況」の加点対象になりますか？

【その他】

- Q 7 7 経営事項審査を受審したいのですが、審査の手続きを教えてください。
- Q 7 8 経営規模等評価結果・総合評定値通知書を紛失しました。再交付できますか。
- Q 7 9 今年度、経営事項審査を受審するために必要となる確認資料の一つである「直近受審した経営規模等評価結果・総合評定値通知書」の原本を紛失してしまいました。どうすればよいのでしょうか？
- Q 8 0 確認書類の「前回の経営事項審査申請書の副本」を紛失した場合、どうしたらいいのでしょうか？
- Q 8 1 申請後に所在地、代表者、商号等を変更した場合、変更後の内容で経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を送付してもらえますか？
- Q 8 2 虚偽申請に対する措置はどのようなものですか
- Q 8 3 経営事項審査を受審して結果通知を受け取りましたが、申請内容を変更したくなったため、再度受け直すことは可能ですか？
- Q 8 4 申請書の作成等を依頼したいと思いますが、誰に依頼しても構わないですか？
- Q 8 5 経営事項審査を受審しましたが、「三重県建設工事入札参加資格者名簿」にはいつ反映されますか？

【経営事項審査全般について】

Q 1 どのような場合に経営事項審査を受ける必要がありますか？

A 1 経営事項審査は、国や県、市町村などが発注する公共工事を直接請け負う場合には、その対象業種について経営事項審査を受けなければなりません。
そのため、民間工事や下請工事のみを請け負う場合や、公共工事への入札参加を希望しない業種については、経営事項審査を受ける必要はありません。

Q 2 結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の発行にはどれ位の期間が掛かりますか？

A 2 経営事項審査の結果通知書は、通常申請した月の翌々月の20日頃(電子申請の場合は翌月の20日頃)に県庁より発送しますので、お手元に結果通知書が届くのは早くて翌日以降となります。
経営事項審査の有効期限が切れるという理由で、結果通知書の作成、発送を急ぐことはできないため、余裕を持って経営規模等評価の予約をしてください。
結果通知書は、簡易書留郵便で発送しますので、確実にお受け取りいただきますようお願いいたします。
なお、昨今の物流の状況から、配送に中1日～2日程度かかることも多いようです。結果通知日から1週間程度経っても届かないようであれば、建設業課までお問い合わせください。

Q 3 経営事項審査の有効期間はどのくらいですか？

また、経営事項審査の有効期限が切れないようにするためには、どの時期に受ける必要がありますか。

A 3 有効期間は、当該経営事項審査の審査基準日(申請する日の直前の事業年度終了日(決算日))から**1年7ヵ月の間**に限られます。
経営事項審査義務付けの対象となる公共工事等について発注者と請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の事業年度終了の日(=審査基準日)から1年7ヶ月の間に限られています。
したがって、毎年公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7ヶ月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要となります。
そのため、決算日から4～5ヶ月以内に経営事項審査を受けていただき、問題が無ければ、経営事項審査の有効期限切れは起こりませんので、この期間までに経営事項審査を受けていただきますようお願いいたします。
なお、事業年度終了届を期限内に提出できない、又は経審の当日、申請書及び確認資料に不備があると、経審の受付ができず、有効期間が切れてしまうおそれがありますので、申請の際は十分に注意してください。

Q 4 審査基準日はいつになりますか？

A 4 基本的に**審査を申請する日の直前の営業年度の終了の日**（決算日）となります。
ただし、決算日の変更や個人事業主の法人成り時、会社の合併や譲渡、分割等を行ったときなど、特殊な事情がある場合には、通常の決算日以外の日を審査基準日として経営事項審査を受けることができます。

また、審査基準日は**直前**の事業年度の終了日であるため、経営事項審査申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることができません。（決算期を変更される場合はその点も含めて十分にご注意ください。）

Q 5 公共団体へ結果通知を提出する期限に、今年度の決算がまとまらないため、昨年度の決算日（申請日より1年以上前の日）で受審したいのですが？

A 5 経営事項の結果通知の有効期限は審査基準日から1年7ヵ月とされていますが、有効期限内であっても申請日において、1年以上前の決算日を審査基準日とするものでは、受審できません。

※平成20年1月30日付け国土交通省告示第85号第一の一の2において、審査基準日とは、経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日と定められています。

Q 6 建設業許可を新たに取得した場合、いつから経営事項審査を受けることができますか？

A 6 経営事項審査申請をする日に許可を有していれば、申請することができます。
経営事項審査は完成工事高の有無とは無関係に受審することが可能です。

Q 7 新規設立で決算未到来の場合、経営事項審査を受けることはできますか？

A 7 経営事項審査の申請日に許可を有していれば、決算未到来であっても、審査を受けることができます。

※基本的に、**審査基準日は法人の場合は設立日、個人事業主の場合は創業日（事業開始の日）**となります。

なお、申請書の項番06の記載は「00」ではなく、別紙1の項番31の記載も変則的になりますので、本県ホームページからダウンロードできる様式に付属しております記載要領にしたがって記入してください。

Q 8 建設業許可の更新切れや廃業した業種について、経営事項審査を受けることはできますか？

A 8 経営事項審査は、許可の更新切れや廃業により許可を失った業種については受けることができません。

また、許可の更新切れにより失効した場合には、その時点で有していた経営事項審査も無効になります。この場合、建設業許可を新規で取り直したうえで、再度受審し、新しい結果通知書を得る必要があります。

Q 9 完成工事高がない業種は経営事項審査を受けることはできますか？

A 9 完成工事高がない業種についても経営事項審査を受けることはできます。
(申請日に許可を有している業種のみ。)

Q 1 0 消費税が未納ですが、経営事項審査を受けることはできますか？

A 1 0 消費税を完納しているかどうかは、経営事項審査の審査項目ではなく、税額の全部または一部に未納がある場合でも、審査を受けることはできます。
ただし、未納のままである場合、発注機関によっては入札参加資格が得られない可能性がありますのでご注意ください。

Q 1 1 経営事項審査の手数料はいくらになりますか？

A 1 1 経営事項審査の手数料は申請する業種数によって異なりますので、以下の表を参考に計算願います。

なお、電子申請の場合を除き、「三重県収入証紙」を購入していただく必要があります。(収入印紙ではありませんので、ご注意ください。)

経営規模等評価

・8,100 円に評価を受けようとする建設業 1 業種につき 2,300 円を加算して得た額

総合評定値通知

・400 円に通知を受けようとする建設業 1 業種につき、200 円を加算して得た額

申請業種数	申請等の区分 (申請書項目「051」)			申請業種数	申請等の区分 (申請書項目「051」)		
	1	2	3		1	2	3
	経営規模等評価 総合評定値請求	経営規模等評価	総合評定値請求		経営規模等評価 総合評定値請求	経営規模等評価	総合評定値請求
1	11,000 円	10,400 円	600 円	16	48,500 円	44,900 円	3,600 円
2	13,500 円	12,700 円	800 円	17	51,000 円	47,200 円	3,800 円
3	16,000 円	15,000 円	1,000 円	18	53,500 円	49,500 円	4,000 円
4	18,500 円	17,300 円	1,200 円	19	56,000 円	51,800 円	4,200 円
5	21,000 円	19,600 円	1,400 円	20	58,500 円	54,100 円	4,400 円
6	23,500 円	21,900 円	1,600 円	21	61,000 円	56,400 円	4,600 円
7	26,000 円	24,200 円	1,800 円	22	63,500 円	58,700 円	4,800 円
8	28,500 円	26,500 円	2,000 円	23	66,000 円	61,000 円	5,000 円
9	31,000 円	28,800 円	2,200 円	24	68,500 円	63,300 円	5,200 円
10	33,500 円	31,100 円	2,400 円	25	71,000 円	65,600 円	5,400 円
11	36,000 円	33,400 円	2,600 円	26	73,500 円	67,900 円	5,600 円
12	38,500 円	35,700 円	2,800 円	27	76,000 円	70,200 円	5,800 円
13	41,000 円	38,000 円	3,000 円	28	78,500 円	72,500 円	6,000 円
14	43,500 円	40,300 円	3,200 円	29	81,000 円	74,800 円	6,200 円
15	46,000 円	42,600 円	3,400 円				

Q 1 2 審査基準日以降に業種追加で許可を取得し、審査基準日で経営事項審査を受審する場合、新規業種についても受審は可能ですか。

A 1 2 経営事項審査の申請時点で許可を有する業種については、経審を受けることができます。

① 審査基準日と経審申請日の間に許可が下りた場合

新しく取得した業種について「完成工事高」の 2 年平均か 3 年平均かの選択にあわせて経営事項審査用の工事経歴書 (様式 2 号) を作成し、申請書に添付してください。

② 経営事項審査を受審後に許可業種を追加取得した場合

既に受審済の経営事項審査結果に影響のない範囲で、**同一審査基準日**について追加申請することができます。(受審済の業種に係る内容を変更することはできません。)
申請にあたっては、以下を参照してください。

■追加申請方法

提出・提示書類は以下の通りです。

(提出) ■経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

- ・項番 0 2、0 8～1 5は、再度申請時点での内容で記入します。
(0 3～0 7は、当初申請時の内容のままです。)
- ・項番 1 6は、新たに審査対象とする業種と、前回申請業種の両方を記入します。
(追加業種は○で囲む)
- ・項番 1 7以降は、前回申請時における内容に、新たに審査対象とする業種の完成工事高や技術職員の記載を追加する形で記入します。(新たに審査対象とする業種以外は変更できません。)
※既に 2 業種の選択をしている技術職員については、資格・業種の変更はできません。
- ・経営状況分析結果通知書は、前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本に添付してあるものを正本に添付し、副本にはコピーを添付します。

(提示) ■新たに審査対象とした業種の契約関係確認書類および技術職員関

係確認書類 (該当がない場合は不要)

(提示) ■前回申請時の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(本人控)

■審査手数料

経営規模等評価：8,100 円に評価を受けようとする 1 業種につき 2,300 円を加算
総合評定値通知：400 円に通知を受けようとする 1 業種につき、200 円を加算

Q 1 3 他県の知事許可 (大臣許可) から三重県知事に許可換えしましたが、経営事項審査を受け直す必要はありますか？
また、特定から一般に変えた場合も経営事項審査を受け直す必要はありますか？

A 1 3 受け直す必要はありません。

許可換えは、従前の許可を本県の許可に移管するものであるため、失効や廃業とは異なり、従前の許可行政庁で受けている経営事項審査結果は、許可換え後も有効です。

また、特定から一般に変更した場合も建設業許可として有効であるため、経営事項審査の効力は失効しておらず、新たに受け直す必要はありません。

なお、客観点数に影響することはありません。

Q 1 4 個人事業主から法人化（いわゆる「法人成り」）した場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか？

A 1 4 個人から法人成りした場合、個人として受審した経営事項審査結果はその効力を失います。

そのため、法人成りした後も公共工事を発注者から直接請け負うのであれば、法人設立日を審査基準日とする経営事項審査を申請する必要があります。

なお、一定の条件を満たす場合は、個人の実績を引き継ぐことができます。詳しくはQ 3 0を御覧ください。

ただし、建設業法第17条の2に基づく「譲渡及び譲受け」の認可を受けている場合はこの限りではありません。法人成りを行う場合には、時間的余裕をもって事前に手続等のご相談をいただくことをおすすめします。

Q 1 5 はじめて経審を受けますが、以前提出した事業年度終了届の差替えは必要ですか？

A 1 5 工事経歴書を税抜で経審用に記載していない場合は必要ですので、差替えてください。過去の様式3号（直前3年の工事施工金額）及び財務諸表（法人は様式15号・16号・17号・17号の2、個人事業主は18号・19号）を税込みで作成している場合も、税抜きで作成しなおす必要があります。

ただし、免税事業者は、工事経歴書、様式第3号、財務諸表全て税込での作成となります。

【申請書の記載方法について】

Q 1 6 「項番15 許可を受けている建設業」に記載する許可状況は、審査基準日時点になりますか？

A 1 6 **申請日時点で有効な許可の状況を記載してください。**

審査基準日において許可を有していても、申請日までに廃業した場合などは、その業種について受審することはできません。（A 6、A 9もごらんください。）

また、審査基準日から申請日までに業種追加等で新たに許可を取得した場合、その業種について経営事項審査を受審することが可能です。

Q 1 7 項番18「利益額」の書き方が分かりません。

A 1 7 経営状況分析結果通知書の最下欄の参考値に営業利益と減価償却実施額の記載がありますので、原則、4つの数字を足したものを2で除したものが利益額となります。（千円未満の端数を切り捨てます。）

なお、決算期の変更等については、当期の数字は経営状況分析結果通知書と一致しますが、前期は法人税別表16関係や決算書類等で確認の上、完成工事高の月割り按分の要領で算出してください。

また、事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の申請等で、前審査事業年度にかかる営業利益及び減価償却実施額が存在しない場合、当該金額は「0」として計算をします。

Q 1 8 自己資本額(項番 1 7)の「審査対象」と工事種類別(元請)完成工事高の「計算基準の区分(項番 3 1)」の記入欄は選択項目になっています。それぞれどちらを選択した方が有利になりますか。

A 1 8 審査項目のうち、「自己資本額」については、「**基準決算**」又は「**2期平均**」を選択できます。「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」については、「**2年平均**」又は「**3年平均**」を選択できます。

これら2つの項目は独立しており、申請時点においてそれぞれ自由に選択することができます(申請年度単位で変更も可能)。

これらの選択により、総合評定値を算出する際に用いる各審査項目の評点が異なってきますが、申請される年の状況や業種毎の評点等を十分考慮いただき、選択にあたっては、申請者にとってどのパターンが有利か不利かを考慮の上、選択してください。**(申請書受付後は、一切変更ができません)。**

【工事種類別(元請)完成工事について】

Q 1 9 完成工事高に計上できない売上はありますか？

A 1 9 建設工事でない売上は、完成工事高に含めることはできません。また、「その他工事」に含めることもできません。これらの売上は、「兼業売上」として処理してください。

なお、完成工事高に建設工事の請負以外のものが計上されていた場合、決算終了後の事業年度終了届の修正や経営状況分析の再申請の他、建設業法第 27 条の 26 第 4 項に基づき、所要の報告又は資料の提出を求めることがあります。

これらの対応に伴い、当日の審査が完了せずに、経審切れを起こす可能性もあります。そのため、完成工事高を記載する際には、建設工事以外のものが含まれていないか十分ご注意ください。

例) 建設工事ではないもの

建設資材の販売、除草、除雪、樹木の剪定、施肥、浄化槽清掃、ボイラー洗浄、公園管理業務、法面草刈り、側溝泥上げ、部品の交換、保守・点検業務等

Q 2 0 完成工事高は税込み・税抜きどちらですか？

A 2 0 免税業者は税込み、課税業者は税抜きです。

Q 2 1 1 件の請負工事として契約した工事を該当する複数の専門業種に分けて完成工事高に計上できますか？

A 2 1 2 以上の業種を 1 件の契約で請け負うようなケースは、実際の契約上起こりうるかと考えられますが、建設業法上、工事経歴書の記載は建設工事の種類ごとに作成することとされているため、1 件の工事を 2 以上の業種に分割して計上することができません。

よって、原則として、いずれか一つの業種に一契約分全額を計上することとなりますので、請け負った工事内容のうち、主要な工事内容が29業種のいずれに当てはまるかを判断したうえで、主要な業種に計上してください。

Q 2 2 項番33「その他の工事」には何を記入するのですか？

A 2 2 「許可を有していない業種における軽微な建設工事」及び「許可は有しているが経営規模等評価等対象建設業とせず、業種間積み上げも行っていない業種」の完成工事高を記入します。なお、別紙1様式が複数枚にわたる場合は、最終頁にのみ記入してください。

ただし、**記入できるのは建設工事であり、建設工事ではない兼業売上は記入できません。**(Q 1 9 参照)

Q 2 3 昨年までは5業種で申請していたが今年は1業種のみ申請。申請しない業種も記載すべきでしょうか？

A 2 3 今回申請しない業種の完成工事高は「その他工事」にまとめて計上してください。なお、完成工事高の合計は変えないようにしてください。

Q 2 4 決算期を変更した場合、完成工事高はどのように記載すればよいですか？

A 2 4 「経営事項審査申請の手引き」P 4 3～4 5を参照してください。また、項番1 8利益額も完成工事高の計算方法と同様に按分して算出してください。(Q 1 7 参照)

Q 2 5 「土木一式工事」「建築一式工事」にはどのような工事が該当しますか？

A 2 5 「土木一式工事」「建築一式工事」は、他の27業種の「専門工事」とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事とされています。したがって、個別の専門工事として施工が可能である工事は「一式工事」には該当しません。

また、総合的な企画、指導、調整は原則として元請業者が行うものです。

なお、主たる工事として施工する専門工事において、附带的に発生する他の専門工事(「附帯工事」という。例えば屋根工事における塗装作業等)が含まれたとしても、主たる工事の部分で判断されますので「一式工事」とは認められません。

Q 2 6 下請工事について、その工事は一式工事(土木、建築)として申請することはできますか？

A 2 6 三重県では、下請工事を一式工事として計上する際は、「一式工事(土木、建築)における工事経歴書確認の実施について」に記載している「元請における少額工事の判断基準及び下請工事における判断基準」の項目にあてはまり、総合的に一式工事と判断されるものについては、一式工事として扱うものとします。

そのため、事業年度終了届出書に添付する工事経歴書に下請工事を一式工事として計上する際は、**必ず**判断基準に合致しているか確認してください。

なお、「一式工事（土木、建築）における工事経歴書確認の実施について」は、以下の県ホームページに掲載していますので参照してください。

【URL】 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000837770.pdf>

Q 2 7 内訳業種が必要な業種は何ですか？

A 2 7 次の業種を申請する場合には、実績が無くとも必ず、対応する内訳業種の工事高の記載が必要です。（完成工事高や元請完成工事高が0であっても記載が必要です。）

記載漏れが多くみられますので、ご注意ください。

申請する業種	申請業種に対し必要な内訳業種
0 1 0 土木工事業	0 1 1 プレストレストコンクリート構造物工事
0 5 0 とび・土工・コンクリート工事	0 5 1 法面処理工事
1 1 0 鋼構造物工事	1 1 1 鋼橋上部工事

Q 2 8 共同企業体（J V）に係る完成工事高の計上について教えてください。

A 2 8 甲型 J V の完成工事高は、出資比率によることとされていますので、出資比率に従って完成工事高を計上してください。
乙型 J V の完成工事高は、運営委員会で定めた分担部分に係る完成工事高を計上してください。

Q 2 9 親から個人事業を承継しましたが、完成工事高及び営業年数に過去の実績を含められますか？

A 2 9 当期事業年度開始日から遡って2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。以下「被承継人」といいます。）から建設業を承継した者（以下「承継人」といいます。）が子又は親、配偶者が新たに個人事業主として建設業者となったものであって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

- ・被承継人が建設業を廃業すること
- ・被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ・承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

※上記の要件を満たす場合は、営業年数の起算点も過去の個人事業の許可時点からです。

※認可又は同意書による承継は取り扱いが異なりますので事前にご相談ください。

Q 3 0 個人事業主から法人化（いわゆる「法人成り」）しましたが、完成工事高に過去の個人事業主としての実績を含めることはできますか？

A 3 0 当期事業年度開始日から遡って2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限ります。以下「被承継人」といいます。）から建設業を承継した者（法人に限ります。以下「承継法人」といいます。）であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

- ・被承継人が建設業を廃業すること
- ・被承継人が最大の出資をして設立した法人であること

- ・被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ・承継法人の常勤の役員が被承継人であること

※上記の要件を満たす場合は、営業年数の起算点も過去の個人事業の許可時点からです。

※認可又は同意書による承継は取り扱いが異なりますので事前にご相談ください。

Q 3 1 完成工事高の積み上げとは何ですか？

A 3 1 完成工事高の積み上げとは、一つの建設業の完成工事高をその内容又は性質に応じて、他の建設業の完成工事高に含めて申請することです。

経営事項審査において積み上げを行う場合は、工事種類別完成工事高付表（別記様式第1－2号）を作成し、提出してください。（積み上げを行わない場合は提出不要です。）

積み上げに関する詳細については、下記及び三重県ホームページの「建設業のための広場」にて公開している「経営事項審査にかかる完成工事高の業種間積み上げの導入について（詳細版）」をご覧ください。

【URL】 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000762221.pdf>

1 一式工事への専門工事の算入

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という）である場合、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、**その内容に応じて**当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

積み上げ元（振替元）の専門工事		積み上げ先（振替先）の一式工事
土木工作物の建設に関連する工事 （とび土、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設 解体）	⇒	土木一式工事
建築物の建設に関連する工事 （大工、左官、とび土、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体）	⇒	建築一式工事

2 専門工事への専門工事の算入

審査対象建設業が一式工事以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の完成工事高を、**その建設工事の性質に応じて**当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

電気	⇔	電気通信
管	⇔	水道施設
とび・土工・コンクリート	⇔	石、造園

◆申請における注意事項◆

- 「積み上げ元」となる業種は、経営事項審査の申請をすることができません。
「積み上げ元」の業種は、結果通知書の通知年月日以降、経営事項審査が義務付けられている公共工事の入札に参加することができなくなりますのでご注意ください。
- 「積み上げ元」、「積み上げ先」の両方の建設業許可が必要です。
許可を受けていない業種の完成工事高を積み上げ元にはできません。
- 積み上げ元の完成工事高も工事経歴書により確認を行います。
経審を受ける他の業種と同様に、工事経歴書記載の上から3件に係る契約書等を持参してください。
- 積み上げを行う場合でも、事業年度終了届に添付する工事経歴書の記載については特段変更ありませんので、従来どおり作成してください。積み上げを行うことを見越して、積み上げ元の完工高を積み上げ先に移行した状況で作成しないでください。
- 積み上げを行う場合、2年又は3年すべての事業年度で積み上げを行うこととなります。特定の事業年度のみ積み上げを行うことはできません。
- 積み上げを行うか否かは申請者の任意であり、申請年度ごとに見直しが可能です。
- 積み上げと分割分類を混在させることは可能です。計算の順番として、分割分類の計算を行った後に、積み上げの計算を行ってください。

Q 3 2 完成工事高の分割分類とは何ですか？

A 3 2 完成工事高の分割分類とは、一つの建設業の完成工事高を分割分類し、他の建設業の完成工事高に含めて申請することです。

経営事項審査において積み上げを行う場合は、工事種別別完成工事高付表（別記様式第1－1号）を作成し、提出してください。（分割分類を行わない場合は提出不要です。）

（可能な場合）

- (ア) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする場合。
- (イ) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(ア)と同様の方法により計算して申し出ようとする場合。

◆申請における注意事項◆

- 分割分類は、業種単位ではなく特定の建設工事についての適用です。
- 分割分類を行う場合は、申請年度ごとに変更することはできません。（完成工事高の積み上げとは考えが異なります。）
- 分割分類を行う場合も、事業年度終了届は分割分類前の金額を記載してください。

【技術職員名簿について】

Q 3 3 技術職員名簿の記載に関する注意事項を教えてください。

A 3 3 主な注意事項は以下の通りです。詳細については、経営事項審査申請の手引きをご覧ください。

①技術職員名簿に記載できるのは、1人の技術者について**2業種**まで選択できます。

(2業種の考え方)

申請者の経営方針に応じて、経営事項審査の申請業種の中から任意に選択して記入ください。

例：(申請業種) 土木、建築、電気、舗装、水道施設、解体

(保有資格) 一級土木施工管理技士・一級建築施工管理技士・一級電気工事施工管理技士をそれぞれ保有している技術者

■ 1資格から2業種の選択も可

例：土木施工管理技士→土木、水道施設

■ 2資格から1業種ずつ選択も可

例：土木施工管理技士・電気施工管理技士→土木、電気

土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木、建築

②**経営事項審査を受ける業種のみが加点対象となります。**

そのため、経営事項審査を受けない業種を記入しないでください。(特に完成工事高の積み上げを行った際、「積み上げ元の業種」を誤って計上しているケースが見受けられますので注意してください。)

③1人の技術者が同一の業種において複数の資格を有している場合は、上位の資格のみが加点対象です。重複加算はされませんので、上位資格のみ記載してください。

(例) 建築： ○ 1級建築士(5点) 、 × 2級建築施工管理技士(2点)

④審査対象業種に技術者0人の業種があっても問題はありません。

⑤**結果通知後、選択業種を変更して再度の申請はできませんので、業種**の選択は慎重に検討してください。

⑥資格コードが誤って記載されているケースが見受けられますので、申請前には再度ご確認ください。(手引き P 1 1 5 ~ P 1 1 8)

Q 3 4 1級技士補を保有している人を監理技術者補佐(コード「005」)として技術職員名簿に計上することを考えているが、どのような条件であれば可能か?

A 3 4 監理技術者補佐となるためには、「主任技術者の資格を有する者(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者)」のうち1級の技術検定の第一次検定に合格した者(1級技士補)又は1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要です。

また、監理技術者補佐として認められる業種は、「**主任技術者の資格を有する業種**」に限られます。

このことから、1級技士補であっても、主任技術者の資格を有しない業種については、監理技術者補佐になることはできません。

Q 3 5 最近新しい資格を取得した者については、技術者の対象になりますか？

A 3 5 資格取得日が審査基準日の前であれば、技術者の対象になります。また、実務経験期間についても同様で、審査基準日までに要件を満たしていれば対象になります。

Q 3 6 技術者の資格を証する書類は毎年添付する必要がありますか？

A 3 6 前回の経営事項審査において提示のあった合格証や資格を証する書類のうち、変更がなく有効期限の定めがないものは、提示を省略することができます。

ただし、新規掲載者、有資格区分コードを変更する者や実務経験証明書は提示が必要です。

また、監理技術者講習を受講済みとして申請する場合は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の写しを提示してください。

Q 3 7 申請しようとする資格に関する合格証明書等の日付はいつ時点のが必要か。

A 3 7 原則、審査基準日時点で合格証・資格証の交付が必要です。

しかしながら、建設業法が規定する技術検定による、建設機械・土木・建築・電気・管工事・電気通信・造園施工管理技士又は技士補に限り、審査基準日時点で合格通知書があり、申請日時点で合格証・資格証があれば認められます。

Q 3 8 出向社員は技術職員として計上することができますか？

A 3 8 技術職員(常勤の役員を含む)が親会社等からの出向者である場合は、出向協定書等(審査基準日以前6か月を超える出向期間のもの)により出向が確認でき、手引きの確認書類 No8、9 で求めている資料を提出できる者は技術職員名簿の記載対象となります。

※出向元で社保加入している場合や給料が支払われている場合は、出向元の書類が必要です。

なお、出向先の会社の技術者として経営事項審査を受審した場合、再度、出向元の会社の技術者として審査を受けることはできません。

Q 3 9 パートやアルバイト、有期契約の技術職員は技術職員として計上できますか？

A 3 9 計上できません。

対象となる技術職員は、審査基準日時点で、6ヶ月を超える恒常的雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者であることが必要です。(高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用を受けている者は、雇用期間が限定されていても評価対象となります。)

Q 4 0 雇用期間を限定せずに働いていた技術職員が、審査基準日後に退職してしまった（6ヶ月超前からの雇用あり）場合、技術職員として計上できますか？

A 4 0 計上できます。当初から、雇用期間を限定せず採用し常勤職員であった者が経営事項審査時まで退職している場合でも、結果として審査基準日時点で6ヶ月を超える恒常的雇用関係が継続していれば計上することができます。

Q 4 1 技術職員名簿の講習受講欄の記入の仕方を教えてください。
また、監理技術者講習の有効期間の考え方を教えてください。

A 4 1 申請する業種について、以下の①から③の要件を全て満たす場合は、「1」をそれ以外の場合は「2」を記入してください。

- ①法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当）
- ②監理技術者資格者証の交付を受けていること
- ③法第26条の6から8の規定による講習を、監理技術者講習修了賞に記載された修了日の属する年の翌年（1月1日）から5年以内に審査基準日が含まれていること（監理技術者講習）

※1級国家資格者相当以外が、監理技術者講習を受けても要件を満たしませんので、その場合は、「2」を記入してください。

なお、①～③の要件を満たしているにも関わらず、「2」が記載されているケースが散見されることから、確認の上、申請をお願い致します。

<監理技術者講習の有効期間の考え方>

■監理技術者講習を受講した年の翌年の開始の日（1月1日）から5年間有効



(例) 平成31年2月28日に受講した場合

- **令和6年12月31日まで有効**（有効講習を受講した日から受講した年の5年後の12月31日）
- × 令和6年2月27日まで有効

Q 4 2 登録基幹技能者はどの業種を選択できるのか。

A 4 2 登録基幹技能者講習修了証に**記載のある業種のみ**選択できます。

監理技術者又は主任技術者の要件を満たさない場合でも、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者として登録基幹技能者講習修了証の交付を受けている場合は、技術職員として認められます。

確認書類として、登録基幹技能者講習修了証の写し（有効期限内のもの）を提出してください。

Q 4 3 技術者が高齢のため健康保険の対象から外れていますが、常勤性の確認資料として何を持参すればよいですか？

A 4 3 以下の資料を提示してください。

【70歳以上】

- 「厚生年金保険 70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」
 - 雇用保険事業所別被保険者台帳（基準日以降に発行されたもの）及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（役員である場合は不要。）
- ※上記の書類で確認できない場合は、「源泉徴収簿」及び「賃金台帳」や、「履歴事項全部証明書」等の雇用が確認できる書類が必要です。

Q 4 4 技術職員名簿に記載の個人事業主、事業専従者及び個人事業主の従業員の場合、常勤性の確認資料として何で確認しますか？

A 4 4 以下の資料で確認します。

【個人事業主・事業専従者】

- 所得税確定申告書の「第一表」「第二表」

【個人事業主の従業員】

- 所得税確定申告書の「第一表」「第二表」
 - 青色申告決算書・収支内訳書の「給与賃金の内訳」
- ※上記の書類で確認できない場合は、「源泉徴収簿」及び「賃金台帳」や、「履歴事項全部証明書」等の雇用が確認できる書類が必要です。

Q 4 5 「標準報酬月額決定通知書」（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書）はいつ時点のを持参すればよいか。

A 4 5 年金保険事務所より、7月～8月頃に順次「標準報酬月額決定通知書」が事業所に送付されますので、**10月以降**の受審業者にあっては**直近分**の通知書を持参してください。なお、7～9月受審業者であって、年金事務所への手続き中であるため、直近提出分の標準報酬月額決定通知書を持参できない場合に**限り、前回（前年）**のものを持参してください。

また、審査基準日時点では在籍していたものの、その後退職し、直近の通知書には氏名が掲載されていない場合は、**前回（前年）**のものを持参してください。

Q 4 6 技術職員の資格の取得時期が審査基準日以降であるときに、技術職員名簿に当該資格の記載はできますか？

A 4 6 審査基準において技術者が取得している資格のみが加点対象となります。審査基準日以降に取得した資格については、技術職員名簿に記載できません。

Q 4 7 若年者とはどのような人が対象ですか？

A 4 7 審査基準日に満35歳未満の方が対象になります。なお、満年齢が上がるのは誕生日の前日であるため、35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の方が若年者になります。

(例) 審査基準日：令和6年6月30日 技術職員の生年月日：令和6年7月2日
→年齢の上がる日は令和6年7月1日のため、若年者となる。

Q 4 8 新規若年技術職員とはどのような人が対象ですか？

A 4 8 審査対象年内（当期事業年度開始の日の直前1年以内）に技術職員（＝技術職員名簿に掲載可能）となった方で、具体的には下記の方が対象です。

- ・審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った若年者
- ・審査対象年により前から資格を有しており、審査対象年内に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者

【その他社会性等について】

Q 4 9 項番41「雇用保険の加入の有無」の領収書を紛失した場合、どのようにすればよいでしょうか？

A 4 9 労働局で審査基準日を含む年度分の「労働保険料等納付済証明願」の申請を行い、「労働保険料等納付済証明書」を用意してください。

【三重労働局HP】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/tetsuzuki/20141121_00002.html

Q 5 0 項番42、43「健康保険・厚生年金の加入の有無」の領収書を紛失した場合、どのようにすればよいか？

A 5 0 管轄の年金事務所で審査基準日を含む月の保険料を納付していたことを証する書面として、厚生労働省が発行する「社会保険料納入証明書」又は年金事務所長が発行する「社会保険料納入確認書」を用意してください。

【日本年金機構HP】 <https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/nofu/20140311.html>

Q 5 1 健康保険・厚生年金の加入の有無を確認する資料で求めている、審査基準日を含む月の「納入告知書・納付書・領収証」はどのように判断すればよいか？

A 5 1 経営事項審査は、申請日（審査を終了し、申請書が受理された日）直前の決算日（審査基準日）に対してのみ行われます。

そのため、必ずしもすべての領収書を提示していただく必要はありません。

例えば、3月末決算の会社であれば、3月分の社会保険料が支払われたことが分かる資料を用意してください。確認いただく箇所としては、通知書の**右側**、青

枠で囲った年月が、決算月と同じかどうかで判断してください。
 ※領収日や納付期限と間違えないように注意してください。

(例) 3月決算の場合

保険料納入告知額・領収済額通知書 40


あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	事業所番号	振収日
令和5年 4月 1日(納付期限)	令和5年 5月 31日	令和5年 5月 1日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
合計額	合計額	合計額
¥	¥	¥

令和5年 5月 日

歳入徴収官  株式会社 様

厚生労働省年金局事業管理課長
 (日本年金機構) 年金事務所

(裏面へつづく) K1121000268960#

Q 5 2 就業規則(退職金規程)において「退職一時金」の支払い原資を「建設業退職金
 共済制度(建退共)による」としてありますが、項番45「退職一時金制度若しくは
 企業年金制度導入の有無」について、「有り」として申請できますか?

A 5 2 できません。
 建設業退職金共済制度の導入は、項番44の「建設業退職金共済制度加入の有
 無」において、加点しており、二重に加点することはできません。

Q 5 3 就業規則(退職金規程)において「退職一時金」の支払い原資が「養老保険」
 の場合、項番45「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」について、
 「有り」として申請できますか?

A 5 3 養老保険に加入している事実のみをもって加点対象とはなりません。
 会社として、退職金の制度について、労働協約の定め若しくは就業規則で退職手
 当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期の関する定めがあり、
 その中で「保険をもって退職金に充てる」と明記されており、実際に会社として貸
 借対照表に積立金(保険積立金)の事実が確認できる場合は認められます。

Q 5 4 項番44「建退共」は、どのような場合に加点できますか?

A 5 4 建設業退職金共済事業本部三重県支部より、審査基準日までの1年間に、適切に契
 約が履行されていると証明を受けた場合に加点します。
このため、共済証紙の購入実績がない、手帳の更新が適正に行われていない等の
 理由により支部から証明を受けられなかった場合は加点となりません。
 ※契約証だけでは加点となりません。

(補足：建退共の加入・履行証明書)
 ・建設業退職金共済事業加入・履行証明願の⑭工事施工高の分類
 (土木)→土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、しゅんせつ工事、解体工事
 (建築・その他)→土木以外の工事
 下請はすべて民間工事に記入

- ・「直前決算日における被共済者数」が実際と異なる場合
→人数が異なっていたとしても、会社として適切に加入しており、証明書が発行されるのであれば問題はない。
- ・建設キャリアアップシステム未登録事業者（事業者 ID を記載する欄が空白）の場合
→未登録であっても、証明書は発行されるため、空白であっても問題はない。

Q 5 5 法定外労災について、保険証券をなくした場合は、どうすればよいですか。

A 5 5 保険会社に保険証券の再発行を求めるか、保険会社から、以下①～③の要件をすべて満たしていることが明記されている加入証明書の発行を受け、提出してください。

- ①業務災害と通勤災害（出勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること
- ②直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあってはすべての下請負人）の直接の使用関係にあるすべての職員を対象とすること。
- ③死亡及び労働災害補償保険の障害等級第 1 級から第 7 級までに係る身体障害のすべてを対象とすること。

Q 5 6 CPD 単位の計算方法が分かりませんが、どのように計算すればよいですか？
また、1 人の技術者で 2 団体から単位を取得していますが、両方算入できますか？

A 5 6 CPD の計算方法は以下のとおりです。

<計算式>

$$\begin{aligned} & \text{CPD 単位取得数（審査基準日以前 1 年間における技術者 1 人あたりが取得）} \\ & = (\text{CPD 認定団体に取得を認定された単位数}) \\ & \quad \div (\text{CPD 認定団体毎に掲げる数値}) \times 30 \end{aligned}$$

※小数点以下端数切り捨て

【注意事項】

- ・項番 4 9 「技術者数」※ 1 名につき、**1 団体**まで上限 **30** 単位計上が可能です。
※技術者数・・・技術職員名簿記載の人数と様式第 4 号「CPD 単位を取得した技術者名簿」の合計値
- ・別の団体の講習を複数受講していた場合は、CPD 単位取得数に含められるのはいずれか一つの団体に限られます。また、一つの団体の講習を複数受講していた場合は、CPD 単位取得数は受講した講習により付与された CPD 単位全てを CPD 単位取得数に含められます。
- ・CPD 単位を取得した技術者の資格は、受審業種に限られません。
- ・**県のホームページに「CPD 単位取得数計算シート（三重県独自式）」を掲載しておりますので、CPD 単位を取得した者がいる場合は、本シートへの記載・提出をお願いいたします。**
また、本シートで算出した CPD 単位数を、技術職員名簿及び様式 4 号の CPD 単位数の欄に記載してください。
(受講証明書に記載されている単位数をそのまま記載しないでください。)

【URL】 https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/87688000001_00003.htm#keisin

Q 5 7 様式 4 号「C P D 単位を取得した技術職員名簿」の記載対象となるのはどのような人ですか？

A 5 7 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者（監理技術者、主任技術者になる資格を有する者）又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、別記様式第 2 5 号の 1 4・別紙 2「技術職員名簿」に記載のない人で、C P D 単位を取得している人などが記載対象です。

具体的には、

- ・ **経営事項審査で申請していない業種で監理技術者若しくは主任技術者になる資格を有する者**
- ・ **1 級又は 2 級技士の一次検定試験に合格した者**（1 級技士補・2 級技士補）等で、C P D 単位を取得している人などが記載対象です。

Q 5 8 技能者名簿と技術職員名簿の両方に該当する者がいる場合は、両方ともカウント可能ですか？

A 5 8 主任技術者、監理技術者の要件を満たす等の技術者であっても過去 3 年間で建設工事の施工に従事した場合は技能者として申請することができます。

このため、「技術者」「技能者」両方の名簿に記載される場合があります。

なお、技術者が管理業務のみを行っている場合には、「技術者」にのみ申請可能です。

Q 5 9 技能者名簿の「レベル向上の有無」の欄について、昨年度に申請した経営事項審査で、レベル向上の有無に「○」を付けましたが、今年度の申請でも「○」を付けることはできますか。

A 5 9 審査基準日以前 3 年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の 3 年前の日以前に受けた最新の評価の区分より 1 以上向上（レベル 1 からレベル 2 等）した者に該当する場合は加点対象となります。

【具体例】

レベル 2 の評価を受けた日：R3.8.31、レベル 3 の評価を受けた日：R5.8.31

審査基準日：R6.9.30→○

審査基準日：R7.9.30→○

→審査基準日の 3 年前の日以前に受けた最新の評価の区分は「レベル 2」であり、審査基準日以前 3 年間の間に 1 以上向上しているため。

審査基準日：R8.9.30→×

→審査基準日の 3 年前の日以前に受けた最新の評価は「レベル 3」であり、その後、審査基準日以前 3 年間の間に向上していないため。

なお、認定能力基準による評価を受けていない場合はレベル 1 として審査をします。

また、レベル 4 の技能者の方は、能力評価基準で最上位となるため、基準上、それ以上向上することができない者として、「控除対象」欄に○を付けてください。

Q 6 0 項番 5 5 「営業年数」はいつの時点から計算すればよいですか。
また、許可が切れていた期間も算入できますか？

A 6 0 建設業許可を受けた時点から審査基準日までの営業年数を計算してください。
休業期間・廃業期間・許可切れ期間等は休業等期間の欄に記入し、営業年数から差し引いてください。
営業年数の計算は日数単位まで行い、その結果、1年に満たない月数以下を切り捨てて記入します。なお、休業等期間欄は、1月未満の期間がある場合は、これを切り上げて記入します。

【具体例】

- 建設業の許可又は登録を受けた時より起算し、審査基準日まで
昭和 49 年 9 月 18 日（最初に許可を取った日）～ 令和 6 年 6 月 30 日（審査基準日）＝49 年 9 月 12 日
- 営業休止（建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合も含む）
令和 3 年 4 月 6 日～令和 4 年 9 月 13 日＝1年 5 月 7 日
⇒1年6月（休業等期間欄は、1月未満の期間がある場合は、これを切り上げる）
→48 年 3 月 12 日（当該期間から営業年数（年月）を控除。）
⇒4 8 年（通算した年数に 1 年未満の端数がある際は切り捨て）

Q 6 1 再生（更生）期間中の場合、項番 5 5 「営業年数」はどのように記入すればよいですか？

A 6 1 営業年数をゼロ年から再スタートするのは、再生期間終了後になります。
再生期間中の営業年数は従来通りの計算方法になります。

Q 6 2 指名（資格）停止を受けた場合、項番 5 8，5 9 「法令遵守の状況」はどのように記入すればよいですか？

A 6 2 発注機関から受けた指名停止処分は対象外のため、「2」を記入してください。
建設業法に基づく営業停止処分又は指示処分を受けた場合のみ「1」を記入してください。
なお、「1. 有」に該当するか否かの時期については、建設業法に基づく「営業停止」又は「指示処分」を受けたときの「処分年月日」が**審査基準日以前1年以内**の場合ですので、営業停止処分の期間が複数年度に渡るときは、営業停止の処分を受けた日がどの時点に該当するかで判断してください。

Q 6 3 項番 6 0 「監査の受審状況」で〔3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出〕とあるが、決算の書類作成を依頼している外部の会計事務所の会計士や税理士事務所の税理士等に依頼して作成してもらっても加点されますか？

A 6 3 経理処理の適正を確認した旨の書類は、常時雇用している項番 6 1 「公認会計士等の数」（公認会計士、税理士並びに一級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者、講習を受講した年度の開始の日から5年経過

してない者)に該当するものが自ら署名をしたものでなければなりません。

したがって、外部の会計士や税理士に依頼して作成しても加点の対象にはなりません。

Q 6 4 建設業経理士について、6ヶ月超える恒常的雇用関係は必要ですか？

A 6 4 必要ありません。建設業経理士（公認会計士等も同様）については、6ヶ月を超える恒常的雇用関係は必要ありません。

ただし、審査基準日時点で在籍していること及び常勤職員であることが要件になります。

Q 6 5 建設業経理士について、講習を受けなければ加点にならないと聞いたが、どのような場合必要となるのか。

A 6 5 審査基準日が令和5年4月1日以降の申請については、「1・2級登録経理試験資格者等の数」の要件が変更となり、登録経理試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始日（4/1）から5年以内、登録経理講習を受講した日の属する年度の翌年度の初日（4/1）から5年以内のみ評価対象となります。

そのため、研修（講習）を受講しないと加点対象にならない場合もありますのでご注意ください。

また、経営事項審査で加点評価を受けるための講習受講時期の目安が、建設業振興基金のHPに掲載されておりますので、参考にしてください。

https://kssc-keiri.com/seminar_criterion.html

Q 6 6 「建設機械の保有状況一覧表」について、自動車検査証が従来の自動車検査証とは異なり、電子で交付されましたが、提出はどのようにすればよいですか？

A 6 6 電子車検証の場合、確認すべき必要な情報のうち券面に記載されていない項目がありますので、「**自動車検査証記録事項**」を提出してください。

※「自動車検査証記録事項」

- ・電子車検証のICタグに記録され、券面に表示されない事項を確認できるものです。
- ・汎用のICカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンでPDFファイルとしてダウンロードできます。（事前に「車検証閲覧アプリ」のダウンロードが必要です。）

なお、現時点では、電子車検証交付時に窓口で受け取れることもできますが、将来的には廃止される予定です。

- ・A・Bタイプがありますが、必要な情報が記載されている方を添付してください。電子車検証に関する詳細やお問い合わせ先は、自動車検査証についての国土交通省ホームページをご覧ください。

【国土交通省電子車検証特設サイト】<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

Q 6 7 建設機械の保有状況を確認するための特定自主検査記録表は、いつのものが必要ですか？

A 6 7 特定自主検査は1年に1回、資格を有する検査者により行わなければならない検査です。加対象となるには、**審査基準日直前1年以内**に検査を受けたものについて提示してください。

※審査対象事業年度内に**新車で購入**し、審査基準日時点で未だ特定自主検査時期が到来していないものは、「特定自主検査実施時期証明書」等及び「対象機械であることを確認できる書類（カタログ等）」を提出してください。

Q 6 8 中古の建設機械を購入したが、購入時点で、検査年月日が審査基準日以前1年以内の特定自主検査を受けているが、前の所有者が受けたものである。
この場合、新しい所有者になってから、再度特定自主検査を受けなければ加対象とはならないのか。

A 6 8 特定自主検査記録表で確認するのは、あくまでも「動くかどうか及び種別又は規格を確認するもの」です。（所有しているかは別の書類で確認）
そのため、例え前の所有者が検査を受けていたとしても、検査年月日が審査基準日以前1年以内であれば問題はありません。

Q 6 9 購入時期が審査基準日直前である等の理由により、特定自主検査を審査基準日と経営事項審査申請の間に実施した場合は、審査基準日時点においては対象外と判断されますか。

A 6 9 特定自主検査を実施した時期が審査基準日以降であっても、審査基準日時点における機械の稼働について確認がなされていれば、評価対象とします。
（審査基準日前1年以上の保有実績があるにもかかわらず、審査基準日時点で有効な特定自主検査が行われていない場合には、対象となりません。）

Q 7 0 「建設機械の保有状況一覧表」について、審査基準日を跨ぐため、古い自動車検査証記録事項と新しい自動車検査証記録事項が2つありますが、どちらを記載すればよいですか？

A 7 0 審査基準日時点で、古い自動車検査証記録事項の有効期間内であることを原則として確認しています。そのため、古い自動車検査証記録事項の有効期限を「建設機械の保有状況一覧表」に記載してください。

なお、審査基準日において有効であるもの（審査基準日以降に発行されたものは不可）しか認められませんので、更新の際は写しを保管しておくなどのご対応をお願いします。

Q 7 1 「建設機械の保有状況一覧表」について、ダンプの対象となる車両はどのようなものですか？

A 7 1 以下の要件を満たしているものが対象となります。

- ①土砂等を運搬する**貨物**自動車（自動車検査証記録事項の用途欄に「貨物」とないものは認められない。）
 - ②自動車検査証（道路運送車両法第 60 条第 1 項の自動車検査証をいいます。）の車体の形状の欄に「**ダンプ**」、「**ダンプフルトレーラ**」又は「**ダンプセミトレーラ**」と記載されている
 - ③自動車検査証記録事項の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されていない
- そのため、**上記要件が満たされれば、「車両総重量」、「最大積載量」、「ダンプ規制法による表示番号」は問いません。**

なお、車体の形状の欄に「キャブオーバ」と掲載されているものについては、対象外です。

Q 7 2 審査基準日から 1 年後にリース期間が満了します。契約には「特に申し出が無い限り自動延長する」旨の規定があり、これまでも延長している機械ですが、加点の対象になりますか？

A 7 2 評価されません。

リース契約書において、更新が前提（双方申し出が無ければリース期間が自動更新される）であるリース契約であっても、自動更新そのものが不確実で、将来において確実に履行される保証がないため、認められません。

（リース期間満了後、買い取ることが書面（覚書等）で確認できる場合は評価対象とします。）

Q 7 3 新たに建設機械の対象となる移動式クレーンはどのような機械が対象となりますか。

A 7 3 つり上げ荷重が 3 t 以上の移動式クレーンで、労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証の写しが提出される場合に評価対象となります。なお、「移動式クレーン」のみ対象となり、「クレーン」（固定式クレーン）では対象となりませんので注意してください。

Q 7 4 I S O 登録証明書について、全ての営業所が認証範囲として含まれていなければなりませんか？

A 7 4 I S O の認証範囲の営業所については、登記の有無に関わらず、審査基準日時点で許可の申請書に添付されている営業所一覧表（規則様式第 1 号別紙 2 (1) 又は (2)）に記載する**全ての営業所**が認証されている場合に、加点対象となります。

認証範囲が一部の支店に限られている場合は加点対象になりません。

また、I S O 9 0 0 1 及び I S O 1 4 0 0 1 の両方が加点対象となるためには、

営業所一覧表に記載する全ての営業所においてISO9001及びISO14001の両方が認証される必要があります。

なお、ISO9001及びISO14001や相互認証、認証（審査登録）機関などの詳細については、公益財団法人日本適合性認定協会 (<http://www.jab.or.jp/>) にお問い合わせください。

Q75 ISO登録証明書について、内容に建設業に関する記載は必要ですか。

A75 必要です。経営事項審査ではあくまでも認証内容が建設業か否かを見ます。このため、登録の範囲について、建設業が含まれていない場合は認められません。なお、証明書に記載されている建設業の内容と許可業種が全くの合致までは求めていませんが、ISOの認証が、受けている許可業種の内容と全く関係のないものである場合は、認められません。

Q76 一般社団法人M-EMS認証機構が実施しているM-EMSの認証制度は項番65～67「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況」の加点対象になりますか？

A76 加点対象にはなりません。
加点対象となるのは、「エコアクション21」、「ISO9001」、「ISO14001」です。

【その他】

Q77 経営事項審査を受審したいのですが、審査の手続きを教えてください。

- A77**
- ・審査会場を管轄する建設事務所へ審査日時を予約してください（電話可）。
日程及び予約申込期限は、以下の県ホームページに掲載されていますので、必ずご確認ください。 (<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001128488.pdf>)
- 【注意事項】**
- ※原則、主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所で受審してください。やむを得ない理由で受審できない場合は、他の建設事務所で審査を受けた後、その審査済の申請書類を速やかに管轄建設事務所へ提出してください。
 - ※変更届出書（事業年度終了の届出書）が未提出の方は審査が受けられませんので、必ず事前に提出してください。
 - ・「経営規模等評価」の審査の前には、必ず登録経営状況分析機関に対して「経営状況分析」を申請し、「経営状況分析結果通知書」を取得してください。
 - ・審査会場においては、「経営事項審査の手引き」を事前に確認の上、申請書類、経営状況分析結果通知書、その他提出及び提示書類を持参若しくは郵送にて提出し、審査を受けてください。
 - ・正式に申請書が受け付けられた際は、後日、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が事業所又は申請代理人あて送付されます。（送付時期はQ2参照）

Q 7 8 経営規模等評価結果・総合評定値通知書を紛失しました。再交付できますか。

A 7 8 経営規模等評価結果・総合評定値通知書は、再発行しておりませんので、大切に保管してください。

なお、経営事項審査の結果につきましては、競争入札参加者の選定手続の透明性向上による公正性の確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑制力の活用といった観点から、インターネットにより公開されています。

詳細は一般財団法人建設業情報管理センター（CIIC）のHPをご覧ください。

【URL】 <http://www7.ciic.or.jp/P3NjcmVlbj1zaG93X3VzZSZ0aGlzX3NjcmVlbj1zaG93X2tvaHlvdQ==>

検索対象となる情報は以下のものとなります。

- ・ 有効期間内（審査基準日から1年7か月）のもの
- ・ 有効期間内に2回受審している場合、直近のもの
- ・ 一定期間（経過通知発行後、約1か月）を経過したもの

Q 7 9 今年度、経営事項審査を受審するために必要となる確認資料の一つである「直近受審した経営規模等評価結果・総合評定値通知書」の原本を紛失してしまいました。どうすればよいのでしょうか？

A 7 9 結果通知書の再発行は行っておりませんので、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページから経営事項審査結果通知書を印刷してご持参ください。また、経営事項審査結果通知書のコピーがある場合は、それでも問題はありません。

Q 8 0 確認書類の「前回の経営事項審査申請書の副本」を紛失した場合、どうしたらいいのでしょうか？

A 8 0 三重県県土整備部建設業課（三重県津市広明町13番地：6F）で保管している前回の経営事項審査申請書の開示・複写請求ができますので、申請までに来庁の上、準備をお願いします。

なお、開示・複写を行うためには準備に時間を要することから、希望される方については、事前に三重県県土整備部建設業課（TEL：059-224-2660）宛にお問い合わせください。

Q 8 1 申請後に所在地、代表者、商号等を変更した場合、変更後の内容で経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を送付してもらえますか？

A 8 1 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の発送前であれば可能な場合がありますので、建設業許可に係る所在地等の変更届を提出の上、三重県県土整備部建設業課（TEL：059-224-2660）まで申し出てください。

Q 8 2 虚偽申請に対する措置はどのようなものですか。

A 8 2 下記に該当する行為をした場合には、罰則（懲役又は罰金）に処せられることがあります。（建設業法第50条第1項第4号、第52号第4号、第53条）

- 1 申請書類に虚偽の記載をして提出した場合
- 2 審査に必要な報告、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した場合

また、申請書類に虚偽の記載をして提出した結果得た経営事項審査結果通知書を各発注機関に提出した場合等、請負契約に関し不誠実な行為をした場合には、許可行政庁より指示又は営業停止（行政処分）に処せられる事があります。（建設業法第28条第1項第2号、第28条第3項）

Q 8 3 経営事項審査を受審して結果通知を受け取りましたが、申請内容を変更したくなったため、再度受け直すことは可能ですか？

A 8 3 経営事項審査は、許可業種の追加をした等の一定の場合を除き、申請者の記入漏れや記入誤り、申請者の責任に帰する案件による審査の受け直しは認めていません。そのため、申請書類の記載については、お間違えや不備の内容に十分にご注意ください。

Q 8 4 申請書の作成等を依頼したいと思いますが、誰に依頼しても構わないですか？

A 8 4 法令で定めがある場合を除き、行政書士でない者が報酬を得て行政官庁に提出する書類を作成することは行政書士法違反になりますのでご注意ください。
なお、申請者から委託を受けた行政書士が申請する場合、申請書の余白に行政書士の住所、氏名及び電話番号を明記の上、職印を押してください（職印のない申請書は受付できません。）
また、行政書士法第1条の3に基づく代理申請による場合、申請者からの委任状が必要です。申請者から結果通知書の受領を委任されている行政書士については、委任状にその旨を明瞭に記載してください。

Q 8 5 経営事項審査を受審しましたが、「三重県建設工事入札参加資格者名簿」にはいつ反映されますか？

A 8 5 「三重県建設工事入札参加資格者名簿」への登載は、4半期ごとに更新していません。新規・再申請・業種追加の申請を行い、入札参加資格の認定を受けた者の登載時期については、以下のリンク先からご確認ください。

【URL】 https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/2016010237_00010.htm

なお、三重県では経営事項審査による総合評定値（客観点数）と県独自の評価項目による点数（主観点数）の合計点である総合点数を入札参加資格者名簿に登載された建設事業者毎に算出し、等級格付や一般競争入札における参加条件の設定に活用しています。